

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		電子処方箋の運用に係る税制上の所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税9)、法人住民税:義、事業税:義(自動連動)(地方税6)
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外、消費税:外
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる。
			《関係条項》 —
5	担当部局		厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和2年8月 分析対象期間:
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置(令和3年8月1日以降)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化に伴う医療・介護サービスの担い手の減少が進む中で、健康・医療・介護分野のデータやICTを積極的に活用することにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療や介護現場において、サービスの質を維持・向上しつつ、その効率化や生産性の向上を図っていくことが必要である。 上記認識のもと「健康・医療・介護情報利活用検討会」が設置され、当該検討会において、電磁的記録により保存、作成及び交付等が行われた処方箋(電子処方箋)については、その利活用が求められている。
			《政策目的の根拠》 健康・医療・介護情報の利活用に向けた検討課題に関する意見の整理(6月17日 健康・医療・介護情報利活用検討会) (3) 電子処方箋の実現に向けた環境整備 意見の整理とそれを踏まえた今後の方向性 ・電子処方箋については、全国で利用できるものとして、患者の利便性向上とともに、重複投薬の回避、医療機関・薬局の負担軽減にも資する仕組みとする。 ・リアルタイムで情報を共有する仕組みとして、全国的に医療機

			<p>関と薬局を結ぶオンライン資格確認等システムのネットワークの活用を検討することとする。</p> <p>・処方箋の真正性確保のあり方について検討することとする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること</p> <p>施策大目標 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること</p> <p>施策目標 医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>電子処方箋の仕組みの構築</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させることが可能となる。</p>
10	有効性等	① 適用数	現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		② 適用額	現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		③ 減収額	現在、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業を実施しているところであり、現時点では把握できない。
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討を行い、その結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じることにより、国民一人ひとりの健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、医療現場において、サービスの質を向上・維持しつつ、その効率化や生産性を向上させることが可能となる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みの検討の結果、税制でなければ目的とする政策効果が得られない可能性があるため。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—